踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（踏切道改良促進法施行規則の一部改正）

第一条　踏切道改良促進法施行規則（平成十三年国土交通省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「（障害物検知装置により発炎信号、発光信号又は発報信号を現示する装置を動作させることができるものに限る。以下同じ。）」を削る。

第二条から第十一条までを削り、第一条の次に次の六条を加える。

（踏切道指定基準）

第二条　踏切道改良促進法（以下「法」という。）第三条第一項の規定により改良すべきものとして指定を行う踏切道は、次のいずれかに該当する踏切道とする。

一　一日当たりの踏切自動車交通遮断量が五万以上のもの

二　一日当たりの踏切自動車交通遮断量と一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量の和が五万以上で、かつ、一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が二万以上のもの

三　一時間の踏切遮断時間が四十分以上のもの

四　踏切道における歩道（道路の一般通行の用に供することを目的とする部分のうち、車道（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第四号に規定する車道をいう。以下同じ。）以外の部分をいう。以下同じ。）の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの

イ　踏切道に接続する道路の車道の幅員が五・五メートル以上のもの

ロ　踏切道における歩道の幅員と踏切道に接続する道路の歩道の幅員との差が一メートル以上のもの

ハ　踏切道における自動車の一日当たりの交通量が千以上（踏切道が通学路である場合には、五百以上）のもの

ニ　踏切道における歩行者及び自転車の一日当たりの交通量が百以上（踏切道が通学路である場合には、四十以上）のもの

五　踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの

イ　踏切道の幅員が五・五メートル未満のもの

ロ　踏切道の幅員と踏切道に接続する道路の幅員との差が二メートル以上のもの

ハ　前号ハ及びニに該当するもの

六　踏切道を通過する列車の速度が百二十キロメートル毎時以上のものであって次のいずれかに該当するもの

イ　踏切遮断機が設置されていないもの

ロ　踏切支障報知装置が設置されていないもの（自動車が通行できるものであって、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第一項の規定により自動車の通行が禁止されているもの（禁止される予定のものを含む。）以外のものに限る。）

七　直近五年間において二回以上の事故が発生したもの

八　通学路であるものであって幼児、児童、生徒又は学生の通行の安全を特に確保する必要があるもの

九　付近に老人福祉施設、障害者支援施設その他これらに類する施設があるものであって高齢者又は障害者の通行の安全を特に確保する必要があるもの

十　前各号に掲げるもののほか、踏切道における交通量、事故の発生状況、踏切道の構造、地域の実情その他の事情を考慮して、踏切道の改良による事故の防止又は交通の円滑化の必要性が特に高いと認められるもの

（踏切道改良基準）

第三条　法第三条第一項の安全かつ円滑な交通の確保のために必要な踏切道の改良の方法に関する国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定指定基準（当該踏切道の指定に際して該当するとされた前条各号に掲げる基準をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一　前条第一号から第五号までに掲げる基準　道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業又は鉄道施設の整備に係る事業のうち立体交差化、構造の改良（踏切道に接続する鉄道又は道路の構造の改良を含む。）、舗装の着色（歩行者と車両（道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。以下同じ。）とを分離して通行させるための踏切道の着色をいう。）、歩行者等立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者又は自転車が安全かつ円滑に鉄道を横断するための立体的な通路をいう。）の整備、保安設備の整備その他の改良の方法（以下「特定改良方法」という。）であって、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となってその効果を十分に発揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、当該踏切道が特定指定基準に該当しなくなると認められるものであること。

二　前条第六号から第九号までに掲げる基準　特定改良方法であって、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となってその効果を十分に発揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、事故の防止に著しく効果があると認められるものであること。

三　前条第十号に掲げる基準　特定改良方法であって、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となってその効果を十分に発揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、事故の防止又は交通の円滑化に著しく効果があると認められるものであること。

2　地形の状況その他の特別の事情により前項に定める基準に適合する改良の方法により踏切道を改良することが著しく困難であると国土交通大臣が認める場合における法第三条第一項の安全かつ円滑な交通の確保のために必要な踏切道の改良の方法に関する国土交通省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、特定改良方法であって、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となってその効果を十分に発揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、当該踏切道における歩行者又は車両の交通量の減少に資するものその他の事故の防止又は交通の円滑化に相当程度寄与することが見込まれるものとして国土交通大臣が認めるものであることとする。

（通知の方法）

第四条　法第三条第四項の規定による通知は、当該踏切道が第二条各号に掲げる基準のいずれに該当するかを明らかにしてするものとする。

（地方踏切道改良計画の添付書類）

第五条　法第四条第一項の地方踏切道改良計画には、踏切道付近の略図及び工事の概要を説明するために必要な図面を添付しなければならない。